三〇八四	相模総合補給廠	相模原市	国有	土地：約三、九〇〇平方メートル 相模原市が道路用地として共同使用する。
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	土地：約五、〇〇〇平方メートル 工作物：岸壁等 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和七年十月二十日から同月三十一日までの間
六〇〇五	伊江島補助飛行場	沖縄県国頭郡伊江村	国有 公有 民有	土地：約一七六、〇〇〇平方メートル 土地：約一四〇、〇〇〇平方メートル 土地：約二、三七七、〇〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和七年十月二十七日から同月三十日までの間
六〇三七	嘉手納飛行場	沖縄市、沖縄県中頭郡嘉手納町	国有 民有	土地：約五、七〇〇平方メートル 土地：約一〇四、〇〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和七年十月十五日から同月三十一日までの間
六〇三七	嘉手納飛行場	沖縄市、沖縄県中頭郡嘉手納町	国有 公有 民有 国有	土地：約三五三、〇〇〇平方メートル 土地：約六五〇平方メートル 土地：約一、七四四、〇〇〇平方メートル 建物：約二、八〇〇平方メートル 工作物：鋪床 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和七年十月十五日から同年十一月十四日までの間

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇八三	厚木海軍飛行場	大和市	国有	土地：約一、六〇〇平方メートル 工作物：鋪床 訓練施設として追加提供する。 使用期間： 一　令和七年十月二十日から同月三十一日までの間 二　必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 海上自衛隊厚木航空基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇四四	キャンプ瑞慶覧	宜野湾市、沖縄県中頭郡北谷町	国有	建物：約二、五〇〇平方メートル 工作物：門等 郵便センターとして追加提供する。
六〇九三	与那国駐屯地	沖縄県八重山郡与那国町	公有 民有 国有	土地：約五、九〇〇平方メートル 土地：約一、三〇〇平方メートル 建物：約一、三〇〇平方メートル 工作物：門等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和七年十月二十一日から同月三十日までの間 陸上自衛隊与那国駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇九五	石垣駐屯地	石垣市	国有	土地：約六、二〇〇平方メートル 建物：約六、一〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和七年十月二十日から同月二十六日までの間 陸上自衛隊石垣駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

海上演習場関係

◎新規提供

種子島中山海岸訓練区域

一　区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

1　北緯三〇度四二分三〇秒、東経一三一度〇二分三〇秒
2　北緯三〇度四二分三〇秒、東経一三一度一〇分〇〇秒
3　北緯三〇度二七分三〇秒、東経一三一度一〇分〇〇秒
4　北緯三〇度二七分三〇秒、東経一三〇度五七分三〇秒
5　北緯三〇度三〇分〇〇秒、東経一三〇度五七分三〇秒

二　用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する機雷戦訓練のために使用される。

三　摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、令和七年十月二十日から同月三十一日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

種子島前之浜海岸訓練区域

一　区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

1　北緯三〇度二二分三〇秒、東経一三〇度四五分〇〇秒
2　北緯三〇度二二分三〇秒、東経一三一度〇二分三〇秒
3　北緯三〇度一五分〇〇秒、東経一三一度〇二分三〇秒
4　北緯三〇度一五分〇〇秒、東経一三〇度四五分〇〇秒

二　用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する機雷戦訓練のために使用される。

三　摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、令和七年十月二十日から同月三十一日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。